

## BUNさんと廃棄物処理法に挑戦しよう！



皆さんは子供の時、冬の寒い時期にたき火で焼き芋をしたことはありますか？

BUNさんは残念ながらありません。BUNさんが育ったのは豪雪地帯のため冬場のたき火ってやることがなかったんです。入学試験で宇都宮に来たときに雪がないのでびっくりしたことを覚えています。

さて、宿題はその「たき火」いやいや、いわゆる「野焼き」からでしたね。

宿題Q、廃棄物処理法第16条の2では「何人も廃棄物を焼却してはならない」と規定しているが、いくつかの方法による場合だけ、この例外とされている。

次に掲げる方法のうち「焼却禁止の例外となる廃棄物の焼却」となっていないもの（すなわち、焼却禁止となっているもの）はどれか。

- (1) 震災の復旧のための焼却で、周辺地域の生活環境に与える影響が少ない廃棄物の焼却
- (2) 他の法令やこれに基づく処分による廃棄物の焼却
- (3) 廃棄物処理業者が処理委託を受けた産業廃棄物であるが、焼却施設が故障したため、野外で行う、周辺地域の生活環境に与える影響が少ない廃棄物の焼却
- (4) 宗教上の行事を行うための、周辺地域の生活環境に与える影響が少ない廃棄物の焼却
- (5) たき火等、周辺地域の生活環境に与える影響が少ないもの

### 【解説】

平成12年の法律の改正（施行は平成13年4月1日）で、新たに法第16条の2で、「何人も廃棄物を焼却してはならない」と規定した。この条文は、野焼き行為に対して直接罰することができるようにしたものであり、これ以前の野外焼却は単に処理基準違反を問われるだけで、改善命令を経なければ罰することができなかった。そのため、全国で野焼きによる不適正処理が相次いだ。前述のとおり、当該条文は意図的に行う悪質な焼却を罰するためのものであることから、懲罰の対象とするには酷な行為は例外規定を設けている。この趣旨は平成12年9月28日の厚生省部長通知（生衛発第1469号）、同課長通知（衛環第78号）に記されている。「焼却禁止の例外となる廃棄物の焼却」では、各処分基準に従って行う廃棄物の焼却や他の法令あるいは社会慣習上もしくは生活環境に与える影響が少ない焼却はこの例外としている。例えば、自然災害や火災の予防や復旧のための焼却や風俗習慣上の門松やしめ縄等の焼却（どんど焼きなど）、またキャンプファイヤーなどが含まれる。

正解（3）

短絡的に「たき火はやっていいんだ」なんて捉える人はいらっしやらないと思いますが、いくらサツマイモを2、3本焼いているからと言って、大量の解体木くずを野焼きしていたら、そりゃ、捕まりますからね。なお、テーマの「野外焼却」については、昨年（令和3年）11月30日付で、さらなる通知が発出されていますので、目を通しておいってくださいね。

さて、こここのところ違反行為の問題が続いたので気分転換。ちょっとアカデミックな問題にしてみましよう。

## ～廃棄物処理問題～

Q、次の事業活動に伴って排出される廃棄物のうち、特別管理産業廃棄物に該当しないものはどれか。

- (1) 電気メッキ施設から排出されるカドミウムを 1mg/l 以上含む廃酸
- (2) 引火点が 60℃である廃軽油
- (3) 水素イオン濃度指数が 13.0 の腐食性を有する廃アルカリ
- (4) 水素イオン濃度指数が 1.5 の腐食性を有する廃酸
- (5) 解体工事で排出したアスベスト成型板（石綿の重量が 0.1% を超えて含有するもの）の屋根用スレート

### 【解説】

特別管理産業廃棄物である廃石綿等に該当するのは、吹き付けられた石綿等の石綿建材除去事業に係るものであって飛散するおそれのあるものと規定されている。（政令第2条の4第5号へ）  
工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの（廃石綿等を除く）は石綿含有産業廃棄物であり、特別管理産業廃棄物には該当しない。

正解（5）

石綿、アスベストがなぜ危ないか、それは石綿の形状に起因しているんですね。どんな形かというところの両端をカッターで斜めに切ったような形。そして大きさは髪の毛の5000分の1。小さい上に空洞。そのため一旦浮遊してしまうとなかなか沈まず、空中を漂う。それを人間が吸い込むと、肺の奥まで入って行って、肺胞に突き刺さる。それがさらに10年、20年という長い潜伏期の後に中皮腫等の肺がんを引き起こす。それがアスベストのリスク。二昔前まではボイラー室の壁や天井に灰色の綿のような物が吹き付けられていました。これが代表的な特管産廃の「廃石綿等」。一方、石綿含有産業廃棄物の代表は石膏ボードやスレート板。もちろん今はそのような製品は製造していませんが、これも二昔ほど前までは、防火や防衝撃効果のためにアスベストを塗り込めている製品がありました。これが石綿含有産業廃棄物。塗り込めていますから通常はアスベストは飛散しません。だからリスクはほとんどないと言われていました。そのため、石綿含有産業廃棄物は特管物ではなく普通の産廃。しかし、収集運搬の途中で切断したり破碎したりすると塗り込めているアスベストが飛び散らないとも限らない。そこで他の産業廃棄物には規定していない「途中で破碎等してはならない」という処理基準があるのです。  
では、今回の宿題も特管物から。



### 宿題Q

事業活動に伴って排出される次の産業廃棄物のうち、特別管理産業廃棄物に該当しないものはどれか。

- (1) 洗たく業の洗たく施設から排出されるテトラクロロエチレンを 0.5mg/l 以上溶出する汚泥
- (2) 引火点が 60℃である廃軽油
- (3) 水素イオン濃度指数が 12.0 の腐食性を有する廃アルカリ
- (4) 水素イオン濃度指数が 1.5 の腐食性を有する廃酸
- (5) 病院から排出された感染性病原体が含まれるおそれのある血液が付着した注射針

※問題、解説は拙著「廃棄物処理法問題集」からの転載です。